

## 1 計画の策定趣旨（計画書 p1）

東日本大震災の教訓を踏まえ、国が平成25年12月に「国土強靱化基本法」を制定し、平成26年6月に、「国土強靱化基本計画」を策定したことを受け、本市においても災害は全国どこでも起こりうるとの認識のもと、いかなる災害が起こっても機能不全に陥ることなく、いつまでも元気であり続ける「強靱な地域」をつくりあげる。

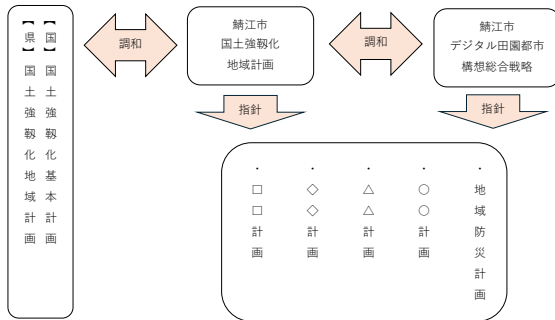
## 2 地域防災計画との違いは？

地域防災計画は災害の種類ごとに発災時・発災後の「復旧・復興」の体制等を定めた計画ですが、国土強靱化地域計画は、自然災害全般について、最悪の事態に陥ることを避けられるよう、発災前からハード、ソフト両面の取組みについて、幅広く位置づけ推進していくための計画です。

	国土強靱化地域計画	地域防災計画
検討アプローチ	地域で想定される自然災害全般	災害の種類ごと
主な対象フェーズ	発災前	発災時・発災後
施策の設定方法	脆弱性評価、リスクシナリオに合わせた施策	—
施策の重点化	○	—
根拠法	国土強靱化基本法	災害対策基本法

## 3 計画の位置づけ（計画書 p1）

本計画は、本市の強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となる計画であり、地域防災計画をはじめとする本市の各種計画は、この国土強靱化地域計画と整合性を図ることとします。



## 4 計画期間（計画書 p2）

計画策定後、概ね5年の令和12年度までとします。但し、それ以前であっても、国の動向や社会情勢等の変化等により、必要に応じ見直しを検討します。

## 5 策定の流れ

本計画は、次の流れに沿って策定しました。

### STEP1 地域を強靱化する上での目標の明確化

### STEP2 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

### STEP3 脆弱性の評価、推進すべき施策・重要業績指標（KPI）の設定

### STEP4 重点化する取組事項の設定

- 1 基本目標と事前に備えるべき目標を国の基本計画との調和を図り設定
- 2 甚大な被害をもたらす自然災害と、それにより生じる致命的な事態を県の計画との調和を図りながら設定
- 3 脆弱性を評価し、克服するための施策とKPIを設定
- 4 限られた資源で効果的かつ効率的に推進するために、優先順位の高い取組を設定

## 6 基本目標（計画書 p2）

国の基本計画との調和を図るため、下記の4つの「基本目標」を設定します。

### 【基本目標】

- ①人命の保護が最大限図られること
- ②市政および社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③市民の財産および公共施設に係る被害の最小化
- ④迅速な復旧復興

## 7 事前に備えるべき目標／起きてはならない最悪の事態／主な施策

「5策定の流れ」に沿って設定しました。目標値（K P I）は計画書の掲載ページを参照してください。

## 8 関係府省庁の支援に関する個別的事業（計画書 p35）

計画に基づき実施される取組みに対する国の支援に関する個別的事業を、別冊に記載し、必要に応じて随時見直しを行うこととします。

※ 国土強靱化に関連する国の補助金について、令8年度以降は、国土強靱化地域計画に記載してある事業のみ対象とすることが検討されています。